

別記様式

随 意 契 約 結 果 書

件 名 及 び 数 量	令和3年度小禄道路(鏡水原遺跡)埋蔵文化財発掘調査業務
契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官代理 沖縄総合事務局南部国道事務所副所長 大城 清順 沖縄県那覇市港町2丁目8番14号
契 約 締 結 日	令和3年4月1日
契約の相手方の氏名 及 び 住 所	沖縄県知事 玉城 康裕 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
契 約 金 額 (消費税及び地方 消費税含む)	37,200,000円(税込み)
予 定 価 格 (消費税及び地方 消費税含む)	37,200,000円(税込み)
随意契約によること とした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名：令和3年度小禄道路（鏡水原遺跡）埋蔵文化財発掘調査業務
2. 履 行 場 所：沖縄県那覇市鏡水
3. 契約の相手方：沖縄県知事 玉城 康裕
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
電話番号：098-866-2333 沖縄県庁（代表）
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由
 - (1) 目的・内容：
本業務は、那覇空港自動車道「小禄道路」建設工事に先立ち、計画敷地に係る部分の発掘調査を行う業務である。
 - (2) 理由
「直轄道路事業の建設工事施工に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて（昭和46年11月1日建設省道一発第93号道路局国道第一課長から各地方建設局道路課長、北海道開発局建設部長あて通知）」より、「発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行うこと。」とあることから沖縄県教育委員会と契約を結ぶ必要がある。
よって、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。